

令和7年度 酒田市国民健康保険事業計画

I 概 要

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から県と市町村が国民健康保険を共同で運営する国保の県単位化が実施された。これにより、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うとともに市町村は県に国保事業費納付金を納付、県は市町村に保険給付に必要な費用として保険給付費等交付金を交付するなど、財政運営の仕組みが大きく変化した。また、県と市町村が保険者の事務を共通認識のうえ、統一的な国保運営を行うこととなっており、「山形県国民健康保険運営方針（平成30年度～令和5年度）」対象期間中に、保険税水準の統一や事務の標準化に向けた取り組みについて議論を行ってきたところである。その結果、保険税水準の統一については、第2期山形県国民健康保険運営方針（令和6年度～11年度）の対象期間である令和7年度から令和11年度にかけて段階的に医療費指数反映係数（ α ）を0に近づけていくこととなった。

酒田市国保の運営においては、これまで条例上の規定より積み上がった基金について、積み立ての原資（税）を納付いただいた被保険者に還元するという目的で減税（令和2年度から5年度、6年度は据置）を実施してきたが、基金残高が条例上の規定額に達する見込みとなってきたことから、当初の被保険者への還元という目的は果たしたと考えられる。今後は健全かつ安定的な運営を図っていくため、令和7年度の国保税率を令和3年度の水準とし、国保財政調整基金残高の推移、納付金ベースの統一の影響等を注視しながら、以下の重点事業に取り組んでいく。

1 国保財政健全化対策

(1) 国・県の公費

より一層の経営努力と安定した財政運営が可能な交付金等の確保に努める。

(2) 国民健康保険税

本市における直近年度の収納率については、収納率向上対策等により前年度を上回っている状況であるが、社会・経済情勢の影響による低下も懸念される。税財源及び負担の公平性を確保するためにも、引き続き、収納対策の充実に取り組むこととし、現年度分の収納率は（※）96.28%を目標とする。

また、市広報、ホームページ、国保さかた等を通じて市民に国保財政の状況や制度等を丁寧に周知し、納税意識の高揚に努める。

（※）第2期山形県国民健康保険運営方針における令和7年度目標収納率

2 収納率向上への対策

- (1) 市税等収納率向上特別対策本部活動方針に基づき、以下の対策により税収の確保を図る。
 - ①「滞納を繰り越さない。その年に課税された税金はその年に徴収する。」という納税本来のあり方を推進する。
 - ②財産調査や差押え、インターネット公売など適切な滞納整理の実施
 - ③地方税共通納税システム（eLTAX）などによるキャッシュレス決済、コンビニエンスストア収納や口座振替など多様な納付環境の整備
 - ④関係機関と連携した連携した租税教育及び普及啓発の実施
 - ⑤適切・効果的な債権回収を図るための研修・人材育成

3 医療費適正化への対策

- (1) レセプト点検の充実
 - ① レセプト点検業務を国保連合会及び民間業者に全面委託することにより、点検効果の向上、医療費の適正化に努める。（内容点検効果額は、全国平均の額を目標とする。）
 - ② 第三者行為求償事務を豊富な知識と高い専門性を有する国保連合会に委託することにより、求償事務の取組強化を図るとともに、自損行為、不当利得の給付の適正化に努める。（新聞等の情報活用）
 - ③ レセプト点検により発見された、重複受診者、頻回受診者、重複・多剤服薬者への保健師・在宅看護師による戸別訪問指導を実施する。
 - ④ 介護保険との給付調整の適正化に努める。
 - ⑤ 柔道整復施術療養費については、令和4年度から県の柔道整復施術療養費適正化事業の開始に移行し、患者調査の実施や、コールセンターにおいて照会対象者からの問合せ対応を行う。
- (2) 医療費通知の実施
被保険者から医療費に関心をもってもらうとともに、年間の受診内容を確認してもらうため、医療費通知の発行を行う。
- (3) ジェネリック医薬品差額通知の実施
ジェネリック医薬品の利用促進のため、現在使用している医薬品との自己負担額に一定額の差額を生じる方に対して年3回通知し、数量ベースでの使用率87.0%を目標とするとともに、県連合会設置のコールセンターにおいて被保険者からの問合せ対応を行う。
- (4) 医療費動向の分析
 - ① 国保データベース（KDB）システム等を活用し、医療費諸率の調査、分析等を行い、医療費適正化対策に活用する。
 - ② 医療費分析及び疾病統計分析の結果を、地域における保健事業、戸別訪問指導に活用する。
 - ③ 特定健康診査等データを活用し、健康課題の分析を行う。

- (5) 医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）を通じた健康診断等情報の提供
同意があった国保被保険者の健康診断等情報を、ちょうかいネットを通じて参加医療機関等に提供を行う。これにより、受診者の健康診断等情報が共有され、検査等の重複防止等、効率的な医療の提供に資する。
- (6) 健康づくりの推進に向けた包括的事業連携協定による全国健康保険協会山形支部との連携
市民の健康づくりの推進に向け、相互に連携・協力した取り組みを通じて、市民の一層の健康的な生活の実現を図るために、平成28年度に締結した包括的事業連携協定に基づき、特定健診受診案内の連携した広報による各種検診の受診促進、検診結果・医療費情報等の統計データの共有等を行う。
- (7) 花王健康保険組合との連携
花王健保組合加入のシニア層が退職などにより本市国保に移行した後も健康を保持できるように、加入時から自治体の取り組みを意識した健康事業を取り入れてもらうため、本市で開催される健康づくり事業の紹介などの情報提供を行う。

4 適用適正化への対策

- (1) 国民年金の加入者、喪失者及びオンライン資格システム上の資格重複者に対する届出勧奨通知を実施し、早期の適用適正化に努める。
- (2) 年金情報及びオンライン資格確認による資格重複情報を活用した職権での資格喪失処理を実施し、適正な資格管理に努める。
- (3) 1月～2月を適用適正化月間とし、関係課とともに適正化を推進する。
- (4) 新規適用者の遡及確認を徹底する。
- (5) 被保険者資格等の適正な把握に努める（未申告世帯に対するお知らせ、高額療養費や限度額適用認定証等の申請時における申告指導）。
- (6) 遡及加入・喪失は滞納につながりやすいため、届出が遅延しないよう商工会議所・商工会を通じ事業主への協力を依頼する。
- (7) 居所不明者の実態調査及び資格喪失処理については、事務処理要綱に基づいて納税課、市民課との連携のもと効率的に行う。
- (8) マル学の該当・非該当届について、市民課等と連携の上確実かつ効率的に実施する。

5 保健事業の充実

- (1) 健康づくり事業の推進
 - ① 特定健診及び人間ドックの受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療により健康の保持・増進と医療費の適正化に努める。
 - ② 特定健診の受診率向上のため、経年未受診者への受診勧奨等を行う。
 - ③ 食生活改善推進員と連携し、各種栄養教室等を開催する。
 - ④ 広報誌等により健康教育を推進する。
 - ⑤ 健康課、医師会及び庄内保健所等と連携し、がん検診受診率の向上に努める。

(2) 在宅看護師による保健指導

人間ドック要精検者等に対し、在宅看護師による疾病の予防や健康づくりを中心とした保健指導を実施する。

(3) データヘルス計画（第3期）に基づく保健事業の推進

① 特定健診未受診者対策

経年未受診者への受診勧奨の強化、40歳到達者への無料クーポン券送付による受診勧奨

県が実施する特定健診未受診者対策事業「みなし健診事業」のモデル地区として酒田地区医師会十全堂の協力を仰ぎ参画予定

② 早期介入保健指導

35歳から39歳までの若年者健診対象者に対する受診勧奨及び健診料金の助成

③ 特定健診受診者へのフォローアップ

特定健診の結果を踏まえた医療機関への適切な受診勧奨

④ 健康教育

糖尿病・高血圧症予防の教室、運動教室の実施

6 広報及び職員の研修体制

(1) 広報事業の充実

① 制度改正についての市広報及びホームページへの記事掲載、酒田エフエム放送、市政情報モニター等でのPR、医療費通知及びジェネリック差額通知の摘要欄の活用、制度概要等のパンフレットを市窓口等へ配置する。

② 「国保さかた」の年4回の広報折り込みを行うとともに、周知事項については必要に応じて随時広報等に掲載する。

③ ジェネリック医薬品の利用促進のため、更新時に送付する保険証の台紙の裏面に希望シールを添付するとともに、パンフレットを窓口へ配置する。

④ 山形県保険者協議会との共同広報キャンペーンとして、窓口へのチラシ配置、ホームページへの掲載を行う。

(2) 職員の研修体制の充実

① 国、県、国保連合会及び国保中央会主催の各種研修会に積極的に参加し、資質の向上を図る。

② 新規配属職員などに対し、新たな制度運用等に関する課内研修及び国保関係課合同研修を実施する。

③ 業務マニュアル等の作成・活用により、課全体の業務の理解を深め、課内の意思疎通、市民サービスの向上に努める。

④ 市民対応の質の向上のため、課内接遇研修を実施する。

7 重点事業

(1) 国民健康保険財政の健全な運営

今後も高齢化の進展等により一人当たり医療費の増加が見込まれるものの、引き続き国民健康保険事業を安定的に実施していくため、国保税収納率向上対策の実施や市民に対する納税意識の高揚を図りながら歳入確保に努めるとともに、医療費適正化対策により一人当たり医療費の伸びの抑制に努め、国保財政の健全な運営を図っていく。

(2) 市町村事務処理標準システムの稼働

市町村が行う資格管理、賦課、給付等の国保業務を支援するために国が開発した市町村事務処理標準システムを令和5年2月から稼働し、事務の効率化等を図っている。

(4) 特定健診・特定保健指導の推進

令和6年度から令和11年度までの6か年を期間とする第4期計画に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診実施率の達成を目指していく。

引き続き健康課、関係機関等と連携を取りながら、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努めていく。

また、県が実施する特定健診未受診者対策事業「みなし健診事業」のモデル地区として酒田地区医師会十全堂の協力を仰ぎ参画する予定。

(5) データヘルス計画に基づく保健事業の推進

令和6年度から令和11年度までの6か年を期間とする第3期計画に基づき、特定健診受診率向上対策事業、特定健診受診者フォローアップ事業、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

(6) マイナ保険証への移行に係る取組み

保険証の廃止に伴い交付されることとなる「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の発行、及びマイナ保険証に係るシステムへのデータ反映等について円滑な業務を図る。

(7) 各種申請手続きの簡素化・効率化

高額療養費の支給申請手続の簡素化や、基準収入額適用について対象者からの申請を不要にするなどに取り組んできたが、今後も被保険者の利便性を考慮した簡素化・効率化を進める。

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

令和4年度より75歳以上の高齢者に対する保健事業の一体的実施を関係課とともに実施している。引き続き、健康づくり、介護の担当各課と相互に連携し取り組む。